

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和14年3月31日まで) |
|--------|------------------|

佐 本 交 指 発 第 9 7 号  
佐 本 交 企 発 第 1 2 2 号  
令 和 8 年 5 月 1 8 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

|        |              |
|--------|--------------|
| 有 効    | 令和14年3月31日まで |
| 企画・指導係 |              |
| 企画第一係  |              |

佐 賀 県 警 察 本 部 長

**適正な交通違反取締りの確保のための取組の強化について（通達）**

先般、他県警察において、交通違反取締りに関し、実際に現認した状況と異なる状況を記載した交通反則切符を作成し、行使した虚偽有印公文書作成・同行使事案、及び現場臨場していないにもかかわらず、あたかも実施したかのように装うなどし、実況見分調書を作成し、行使した虚偽有印公文書作成・同行使事案が発生した。これらの事案については、組織による適切な業務管理や指導がなされることがないまま、不適正な取締り及び書類作成が長期間にわたり組織内で看過された後、相談を端緒として発覚したものである。

このような不適正事案が一たび発生すれば、交通違反取締りに対する県民の信頼は大きく失墜し、ひいては交通警察活動全般に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

これらの事案の発生を踏まえ、適正な交通違反取締りを確保するための指導等を強化するため、下記のとおり体制を整備の上、各種取組を推進することとしたので、遺漏のないようにされたい。

**記**

**1 適正な交通違反取締りを確保するための業務管理の強化**

**(1) 交通違反取締りの指導官の指定**

ア 交通部交通指導課に、交通違反取締り指導官を置き、交通事故捜査統括官をもって充てる。

イ 交通違反取締り指導官は、交通違反取締りの総括及び指導に関する事務を行う。

**(2) 交通違反取締りの在り方に関する相談窓口の設置**

警察本部交通部交通企画課に、交通違反取締りに従事する警察官を対象とする交通違反取締りの在り方に関する相談窓口を設置し、交通部管理官を窓口責任者に指定する。

**(3) 交通違反取締りに対する県民からの苦情等への適切な対応**

交通違反取締りに対する県民からの相談・苦情等については、相談等の取扱いに関する訓令（平成25年12月2日佐賀県警察本部訓令第12号）に基づいて、関係所属

と連携の上、適切に対応すること。

## 2 指導教養等の徹底

交通違反取締り指導官等は、交通違反取締りに従事する警察官に対して、交通違反取締りが交通の秩序を維持し、交通の安全と円滑を確保することを目的としていることを改めて意識させた上で、交通違反取締りの手法等に関する指導教養のほか、巡回教養等の機会を捉えた実践的な訓練の実施等により、適正な交通違反取締りを確保するための指導教養を徹底すること。

## 3 交通違反取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入

交通違反取締り指導官等は、交通違反取締りの状況を記録した車両のドライブレコーダーの映像等が、個々の違反の立証や取締り方針の策定等に有用であることを踏まえ、ドライブレコーダー映像等の積極的な活用に努めること。

## 4 警察本部交通部首席参事官による総括的指導

適正な交通違反取締りは、適正な交通警察活動の実現において重要な課題であることを踏まえ、警察本部交通部首席参事官による総括的指導の下、1 から 3 までの取組を実施すること。